

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 理容師美容師法施行細則の一部改正  
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県家畜保健衛生所処務規程の一部改正  
身体障害者福祉法による医師の指定  
土地改良区役員の変更及び就任  
土地改良事業計画の縦覧
- ◇告示 流行性感冒予防注射等の実施
- ◇警委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正  
鳥取県立図書館規程  
鳥取県立科学博物館規程  
市町村教育委員会教育長の承認申請に関する規則
- ◇公安規則 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名

## 規則

- 称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正
- ◇公安告示 道路の交通制限
- ◇雜報 市町村職員共済組合第九選挙区補欠選挙の期日等  
市町村職員共済組合役員の変更

理容師美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第四十八号

理容師美容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師美容師法施行細則（昭和二十七年二月鳥取県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。  
（試験方法）

第二十一条 試験は、政令第五条第一項の規定により学科試験及び実地試験について行う。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の規則第二十一条第二項に該当する者に対しては、第二十一条の改正規定にかかわらずこの規則施行後初めて行う試験に限り、なお従前の例による。

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第四十九号

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則（昭和二十九年八月鳥取県規則第三十八号）の一

部を次のように改正する。  
第七条を次のように改める。

（業務の報告）

第七条 法第八条第一項の規定による報告は、別記様式第七号により一・四半期（四、五、六月）分は七月十五日までに、二・四半期（七、八、九月）分は十月十五日までに、三・四半期（十、十一、十二月）分は一月十五日までに、四・四半期（一、二、三月）分は四月十五日までに遅滞なく知事に提出しなければならない。

第八条中「様式第九号」を「様式第八号」に改める。  
様式第七号を次のように改める。

（様式第七号）

長 野 兼 務 課 長

田 中 四 郎

田 中 四 郎

田 中 四 郎

田 中 四 郎

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第八条第一項の規定により下記のとおり報告します。

月別	前月末貸出残額(A)		当月中貸出金額(B)		当月中回収金額(C)		今月末貸出残額(A+B-C)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
月								
月								
月								

注 当月中回収金額(C)で一部回収の場合は件数に記入しないこと、全額回収のときに記入すること。

様式第八号を削る。

「様式第九号」を「様式第八号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十五号

各家畜保健衛生所長

鳥取県家畜保健衛生所処務規程の一部を次のように改正する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第三条中第一号及び第二号を削り第三号を第一号として以下順次繰り上げる。

第七条を次のように改める。

第七条 所長は毎月又は必要の都度次の書類を知事に提出するものとする。

- 一 業務処理状況報告書 様式第二号
- 二 次月分業務予定計画書 第三号
- 三 歳入報告書 第四号
- 四 動物用生物学的製剤、駆虫薬並びに証明書受払状況報告 第五号
- 五 一般検査診断成績月報 第六号

00159

- 六 家畜伝染病発生月報 " 第七号
  - 七 家畜伝染病発生詳報 " 第八号
  - 八 薬浴（肝てつ投薬）実施状況月報 " 第九号
  - 九 消毒方法（清潔方法）（ねすみ、昆虫等駆除方法）実施状況 " 第十号
  - 十 家畜の死亡頭数表 " 第十一号
  - 十一 検査実施状況月報 " 第十二号
  - 十二 腐そ病検査実施状況 " 第十三号
  - 十三 注射実施状況月報 " 第十四号
  - 十四 腐そ病汚染物品の焼却（消毒）実施状況 " 第十五号
  - 十五 人工投精成績月報 " 第十六号
  - 十六 県外移出家畜状況報告書 " 第十七号
- 様式第二号から様式第十七号までを次のように改める。

様式第二号  
昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿  
家畜保健衛生所長 ㊟

業務処理状況報告書（月分）

業務の区分	所要日数	処理件数	概況	備考

（記載上の注意）  
1、業務の区分は何々予防注射、何々検査、何々指導等の別。  
2、所要日数は延日数とする。  
3、処理件数は頭羽数又は箇所数等。  
4、概況は簡単に要点を又必要あるものは結果を記載のこと。ただし別に報告様式の定めであるものは省略してもよい。

00160

様式第三号

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日

次月分業務予定計画書（月分）

家畜保健衛生所長 ㊟

期日	業務の区分	場所	区域	城	予定件数又は内容	担当者名	備考

様式第四号

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日

家畜保健衛生所長 ㊟

収入報告書

収入月日	種	年	月	日から	歳	入報告書	数量	単価	金額	備考											
昭和	昭	和	年	月	日	から	日	まで													

収入月日 種 年 月 日から 歳 入報告書 数量 単価 金額 備考

領収証番号

郵便料及び手数料

第1項	料								
第2項	衛生所使用料								
第3項	家畜保健衛生所条例第5条別表の種別及び区分母に記入のこと								
第4項	検査手数料	小計							
第5項	料	未収入額							
第6項	手数料								
第7項	手数料								
第8項	手数料								
合計									

上記の通り報告する。

- (注) 1、本報告には会計規則第133条第3項により収支命令者に提出する領収済報告書を添付すること。  
 2、種別、領収証番号は会計規則第133条第3項の領収済報告書に記載された種別領収証書番号を記載のこと。  
 3、本報告は会計規則第133条第3項により提出する領収済報告と同時に提出すること。

00161

様式第五号

鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日

家畜保健衛生所長

動物用生物学的製剤、駆虫薬並びに証明書受払状況報告書 ( 月分 )

㊦

種	類	現在量	受数量	使用量	備	考	種	類	現在量	受数量	使用量	備	考
流行性	感冒						肝	薬					
炭	疽						駆	虫					
気	腫												
ブ	ル												
ツ	ペ												
豚	コ												
ニ	ム												
白	痢												
腰	疔												

略

略



様式第九号  
鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日

家畜保健衛生所長

㊟

薬浴（肝での）投薬）実施状況月報

実施月日	市町村名	飼養頭数	検査実施頭数		薬浴（投薬）の反応		縮予した頭数	従事した延人員	薬品名及び使用量	摘 要 (薬品製造所名)
			実施数	延頭数	死	死亡の畜種				
計										
備考										

注意 備考欄には薬浴（投薬）を縮予した理由、薬浴（投薬）反応のあつた家畜についてはその反応の状況及びそれに対する処置を記入すること。

様式第十号

鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日

家畜保健衛生所長

㊟

消毒方法（清潔方法）（<sup>むすみ</sup>駆除方法）実施状況（ 月分）

病 名	都市町村名	畜舎数	計画畜舎数	実施畜舎数	実 施 方 法	縮予した畜舎数	摘 要
計							
備考							

注意 縮予した理由等を記入する。  
使用した薬品名及び濃度を備考欄に記入する。

様式第十一号

鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日

家畜保健衛生所長

㊟

家畜の死亡頭数表（ 月分）

家畜種類	病名又は死亡時の状態		区 分												合 計			
	獣医師の診断	検	牛	馬	豚	鶏	鴨	鵜	魚	鳥	獣	野	山	野		山	野	山
計																		

馬	獣医師の診断 検査												
	届出者の推定 計												
めん羊	獣医師の診断 検査												
	届出者の推定 計												
山羊	獣医師の診断 検査												
	届出者の推定 計												
豚	獣医師の診断 検査												
	届出者の推定 計												
計	獣医師の診断 検査												
	届出者の推定 計												

略

様式第十二号  
鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日  
家畜保健衛生所長 ⑨

検査実施状況月報

検査目的	実施月日	市町村名	飼養頭数	検査頭数		検査の結果		届予した 数	従事した 人員	摘 要
				実施数	延頭数	患者	疑似健康頭			
備										
考										

注意 1、備考欄には検査を推予した理由、検査の結果とつた処置等を記入すること。  
2、検査目的別に計をすること。

様式第十三号

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日

病検査実施状況 ( 月分)

家畜保健衛生所長

⑨



市町村名	検査群数	検査の結果		鑑別した ばう群数	従事した 延人員	摘 要
		ばう群	健康ばう群			
計						

注意 備考欄には検査を猶予した理由、検査の結果とつた処置等を記入すること。

様式第十四号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

家畜保健衛生所長

注射実施状況 月 報

注射目的	市町村名	飼養頭数	注射頭数			注射の反応			鑑別した 従事した 延人員	使用した生物学的製剤の 製造所名、製造年月日、 ロット番号、使用量
			第1回	第2回	第3回	計	死亡	流産		
備考										

注意 1、備考欄には注射を猶予した理由、注射反応のあつた家畜についてはその反応の状態及びそれに対する処置を記入すること。  
2、注射目的別に計をすること。

様式第十五号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

家畜保健衛生所長

廃汚染物品の焼却(消毒)実施状況

区分	実施月日	市町村名	所有者 (管理者)名 氏	飼養ばう 群数	廃汚染 生ばう 群数	焼却(消毒)物品数量			延事した 延人員	摘 要
						集箱 個	集 み つ つ つ 個	リットル		
計										
備考										

注意 備考欄には焼却(消毒)に要した燃料又は薬品等の名称数量等について記入すること。



様式第十六号  
鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日

家畜保健衛生所長

(印)

人 工 授 精 成 績 月 報

家 畜 別	受領 (アソナル) 本数	私下 (アソナル) 本数	授精 (アソナル) 本数	備 考 (廃棄本数)
計				

様式第十七号

県 外 移 出 家 畜 状 況 報 告 書

家畜種類	性別	県別 總頭数	移出先										傳染病に よりの 証明書を 発行せざるもの 頭数	防疫注射 を有し 証明書を 有せざるもの 頭数	備考
			県	県	県	県	県	県	県	県	県	県			
成年 牝計															
成年 牡計															
成馬															
成豚															
成豚とく															
駒															
し豚															
家畜種類	性別	県別 總頭数													

略

告示

鳥取県告示第二百九十五号  
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五条第一項の規定にもとづく身体障害者が診断を受ける医師を次のとおり指定した。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- | 診療科名 | 氏名    | 住 所                   | 指定年月日      |
|------|-------|-----------------------|------------|
| 内科   | 藤井 正二 | 日野郡根雨町日野病院内           | 昭和三十一年七月四日 |
| 外科   | 大杉 実  | " "                   | " "        |
| 整形   | 北岡 宇一 | 米子市西町三六ノ一鳥取大学医学部附属病院内 | 六月三十日      |
| 外科   | 中沢 康夫 | 米子市末広町米子鉄道病院内         | 七月三日       |
| "    | 石原 文夫 | " "                   | " "        |
| 眼科   | 柏木 昭二 | " "                   | " "        |
| 内科   | 佐々木 茂 | " "                   | " "        |

告示

鳥取県告示第二百九十六号  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所  
鷹狩土地改良区

- | 職名           | 氏名     | 住所         |
|--------------|--------|------------|
| 理事           | 山崎 雄三  | 八頭郡用瀬町大字鷹狩 |
| "            | 横谷 五代松 | " "        |
| "            | 森田 寛   | " "        |
| "            | 森田 繁雄  | " "        |
| "            | 林 仲治   | " "        |
| "            | 山崎 洋   | " "        |
| "            | 竹谷 米蔵  | " "        |
| "            | 森田 亀雄  | " "        |
| 就任した役員の名及び住所 |        |            |
| 鷹狩土地改良区      |        |            |

この訓令は、昭和三十一年七月十三日から施行する。

附 則

上記の通り月分を報告する。

昭和 年 月 日

家畜保健衛生所長

成年	未成年	成馬	未成年	成豚	未成年	成牛	未成年

- 理事 山崎 雄三 八頭郡用瀬町大字鷹狩
- " 横谷 五代松 "
- " 森田 亀雄 "
- " 森田 繁雄 "
- " 林 仲治 "
- " 山崎 洋 "
- 監事 森尾 利喜治 "
- " 下田 康敬 "

鳥取県告示第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、天神野土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月十三日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写

- 二 縦覧の期間

昭和三十一年七月十四日から同年八月二日まで

- 三 縦覧の場所

倉吉市役所

- 四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、気高郡青谷町北河原田中民蔵外十四人の者から青谷町北河原土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称

- （一）土地改良事業計画書の写

- （二）定款の写

- 二 縦覧の期間

昭和三十一年七月十四日から同年八月二日まで

- 三 縦覧の場所

気高郡青谷町役場

- 四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百九十九号

流行性感冒予防注射、豚コレラ予防注射を次のとおり実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により牛、豚の所有者に対して

予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 流行性感冒、豚コレラ予防のため

- 二 実施の区域 別表のとおり

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

流行性感冒予防注射—牛、ただし生後三箇月以内及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射—豚、ただし生後四十日以内及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり

- 五 注射の方法

流行性感冒予防注射—牛流行性感冒予防液皮下注射  
下注射  
豚コレラ予防注射—豚コレラ予防液皮下注射

別表



三十日	四日	多里村	"
三十一日	六日	"	"
八月一日	七日	伯南町	"
二日	八日	"	"

豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
七月十六日	岩美郡福部村 鳥取市賀露	同上
十七日	鳥取市旧湖山村	"
十八日	岩美郡岩美町 鳥取市旧末恒村	"
十九日	岩美郡岩美町	"
二十日	鳥取市旧市内 岩美郡岩美町	"
二十一日	鳥取市旧市内	"

### 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 蔵

#### 鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条庶務課の分掌事務第十七号の次に、次の一号を加え、「第十八号」を「第十九号」に改める。

十八 市町村教育委員会（市町村の組合におかれる教育委員会を含む。以下同じ。）教育長の承認に関すること。

第三条義務教育課の分掌事務第八号を次のように改め

る。

八 市町村教育委員会の指導連絡に関すること。

第六条第二項中「特に必要があるときは、」の下に「事務局に次長を、課に課長補佐を、」を加える。

第七条中第一号から第三号までを次のように改める。

一 課 長 上司の命を受け、課務を掌理する。

二 係 長 上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

三 次 長 教育長をたすけて、事務局の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。

四 課長補佐 課長をたすけて、課の事務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

五 主 査 上司の命を受け、指導主事又は社会教育主事の行う事務を掌理する。

第七条の次に、次の一条を加える。  
(職員の設置)

第七条の二 法令に定めるもののほか、事務局に次の職員を置く。

(吏員相当職員)

課 長

主 事

技 師

(その他の職員)

主事補

技師補

嘱 託

雇 用

給 仕

小 使

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月一日から適用する。

2 鳥取県教育委員会事務局職員設置規則（昭和二十九年六月鳥取県教育委員会規則第四号）は、昭和三十一年

年六月三十日限り廃止する。

鳥取県立図書館規程をここに公布する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高蔵

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立図書館規定を次の様に定める。

鳥取県立図書館規程

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立図書館（以下「図書館」という。）の組織を定めるとともに、運営上必要な事項を規定することを目的とする。

(図書館の名称及び位置)

第二条 図書館の名称及び位置は次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取図書館	鳥 取 市
鳥取県立米子図書館	米 子 市

(図書館の組織)

第三条 図書館の館務を分掌させるため、次のとおり係

を置く。

鳥取県立鳥取図書館 庶務係、整理係、館内奉仕係、館外奉仕係、視聴覚奉仕係

鳥取県立米子図書館 庶務係、奉仕係

第四条 図書館の館務の一部を分掌させるため分館を置く。

2 分館の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取図書館八頭分館	八頭郡家町
" 気高分館	気高郡気高町
" 倉吉分館	倉 吉 市
鳥取県立米子図書館境港分館	境 港 市
" 日野分館	日野郡根雨町

(職制)

第五条 図書館に館長を、係及び分館にそれぞれ係長及び分館長を置く。

(職員の設置)

第六条 図書館に次の職員を置くものとする。

(吏員相当職員)

- 館 長
- 司 書
- 主 事
- 技 師
- (その他の職員)
- 司書補
- 主事補
- 技師補
- 嘱託
- 雇 員
- 給 仕
- 小 使

第七条 前二条の職の職務は次のとおりとする。

- 一 館長は、上司の命を受け、館務を掌理し所属職員を指揮監督する。
- 二 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を

処理する。

三 分館長は、上司の命を受け、分館務を処理する。

四 司書は、上司の命を受け、図書館の専門的業務に従事する。

五 主事及び技師は、上司の命を受け、それぞれ館務に従事する。

六 司書補は、司書の職務を助ける。

七 主事補、技師補、嘱託、雇員は、上司の命を受け、それぞれ館務に従事する。

八 給仕及び小使は、上司の指揮を受け、それぞれ単純な労務に従事する。

(係、分館及び館員の分掌事務)

第八条 係、分館及び館員の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(認可を受ける事項)

- 第九条 館長は、次の事項については、教育長の認可を受けなければならない。
- 一 館長の県外出張に関すること。

- 二 三日以上にわたる臨時休館に關すること。
- 三 開館時間の変更に關すること。
- 四 その他重要な事項に關すること。

(開館時間)

第十条 図書館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

(休館日)

第十一条 図書館の休館日は、法令、規則に定めるもののほか次のとおりとする。

曝書期 十日間

(臨時休館)

第十二条 前条の休館日のほかやむを得ない事情のあるときは、館長は、臨時に休館することができる。但し緊急を要する場合を除き、五日以前にこの旨を掲示しなければならない。

(利用禁止)

第十三条 図書、記録、資料、器具又は参考品を粉失、汚損若しくは損した者に対しては、館長において図

書及び参考品の閲覧又は観覧を禁ずることができる。

第十四条 閲覧又は観覧に關する掲示に違背し若しくは館員の指示に従わない者に対しては、館長において退館を命じ又は登館を禁ずることができる。

(委任)

第十五条 この規則の施行に關し必要な事項は、館長が別に定め教育長に報告しなければならない。

(準用)

第十六条 事務の処理、服務等については、鳥取県教育委員会事務局処務細則(昭和二十四年三月鳥取県教育委員会規則第七号)を準用する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月一日から適用する。

2 次に掲げる規則は廃止する。

鳥取県立図書館\*則(昭和二十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号)

鳥取県立図書館処務規程(昭和二十五年八月鳥取県

教育委員会規則第十一号

鳥取県立科学博物館規程をここに公布する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 蔵

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立科学博物館規程(昭和二十九年六月鳥取県教育委員会規則第六号)の全部を改正する。

鳥取県立科学博物館規程

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立科学博物館(以下「博物館」という。)の組織を定めるとともに、運営上必要な事項を規定することを目的とする。

(博物館の位置)

第二条 博物館の位置は、鳥取市である。

(組織)

第三条 博物館に庶務係及び指導調査係を置く。

(職制)

第四条 博物館に館長を、係に係長を置く。

(職員の設定)

第五条 博物館に次の職員を置くものとする。

(吏員相当職員)

館 長

学 芸 員

主 事

技 師

(その他の職員)

学芸員補

主事補

技師補

嘱 託

雇 用

給 仕

小 使

(職務)

第六条 前二条に規定する職の職務は、次のとおりとする



一 館長は、上司の命を受け館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

二 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

三 学芸員は、上司の命を受け、博物館の専門的事項をつかさどる。

四 主事及び技師は、上司の命を受け、それぞれ館務に従事する。

五 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

六 主事補、技師補、嘱託、雇は上司の命を受け、それぞれ館務に従事する。

七 給仕、小使は、上司の指揮を受け、それぞれ単純な業務に従事する。

(係及び館員の分掌事務)

第七条 係及び館員の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(認可を受ける事項)

第八条 館長は、次の事項については、教育長の認可を受けなければならない。

一 館長の具外出張に関すること。

二 三日以上にわたる臨時休館に関すること。

三 開館時間の変更に関すること。

四 その他重要な事項に関すること。

(開館時間)

第九条 博物館の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

(休館日)

第十条 博物館の休館日は、法令、規則の定めるところによる。

(臨時休館)

第十一条 前条の休館日のほか、やむを得ない事情のあるときは、館長は、臨時に休館することができる。但し、緊急を要する場合を除き、五日以前にこの旨を掲示しなければならない。

(利用禁止)

第十二条 博物館資料を汚損若しくは破損した者に対しては、館長において展示施設の観覧及び指導研究室の利用を禁ずることができる。

第十三条 観覧及び利用に関する掲示に違背し若しくは館員の指示に従わない者に対しては、館長において退館を命じ又は登館を禁ずることができる。

(委任)

第十四条 この規則の施行に必要事項は、館長が別に定め教育長に報告しなければならない。

(準用)

第十五条 事務の処理、服務等については、鳥取県教育委員会事務局処務細則(昭和二十四年三月鳥取県教育委員会規則第七号)を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月一日から適用する。

市町村教育委員会教育長の承認申請に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 蔵

鳥取県教育委員会規則第十号

市町村教育委員会教育長の承認申請に関する規則

市町村教育委員会教育長の承認申請に関する規則を次のように定める。

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十六条第三項の規定に基づき、市町村教育委員会(市町村の組合におかれる教育委員会を含む。以下同じ。)の教育長の承認申請に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村教育委員会教育長の承認申請)

第二条 市町村教育委員会は、教育長の承認についてこ

の規則の定めるところにより、速やかに県教育委員会に申請しなければならない。

(申請の手続)

第三條 市町村教育委員会が教育長の承認について申請する場合に、  
職務の遂行が可能である者を選定の上、申請しなければならない。

2 前項の申請を行う場合に提出する書類は、次のとおりとする。

- 一 承認申請書(別記第一号様式)
- 二 教育委員全員の履歴書(別記第二号様式)
- 三 教育長の給与条例の写又は支給しようとする給与の額を記載した書類
- 四 教育委員の給与条例
- 五 教育委員の定数条例の写(委員の定数を五人とする教育委員会は除く。)

3 市町村の組合におかれる教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか次の書類を提出しなければならない。

一 組合の規約の写

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年六月三十日から適用する。

(別記) 第一号様式

教育長承認申請書

左記の者を当教育委員会教育長に任命したいと存じますので御承認頂きたく申請いたします。

記

氏名

年月日

市(町、村)教育委員会

鳥取県教育委員会殿

(別記) 第二号様式

履歴書

改年 月日	年月日	生月 年月日	年月日	男女	氏名	ふりが 旧姓	①
本籍地					ふりが 新姓	②	
2							
現住所							
2							
学	学校	学部科名	修業年限	卒、修業、中退			
		明治 大正 昭和	年 月	明治 大正 昭和	年 月	第 学年	
		明治 大正 昭和	年 月	明治 大正 昭和	年 月	第 学年	
歴	略						
日 附	履 歴 事 項				発令庁、その他		
年 月 日							
	略						

### 公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

#### 鳥取県公安委員会規則第三号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の

名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表二 巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

#### 鳥取県 郡家警察署

七	郡家町大坪	郡家町大字大坪	郡家町のうち大字大坪、延命寺、山上、上峯寺、下峯寺、山田、花原、山路
八	中私都村	中私都村大字市場	中私都村
九	上私都村	上私都村大字麻生	上私都村
一〇	安部村	安部村大字安井宿	安部村
一一	八東村	八東村大字才代	八東村
七	郡家町堀越	郡家町大字門尾字堀越	郡家町のうち大字大坪、延命寺、山上、上峯寺、下峯寺、山内、花原、山路
八	中私都村	中私都村大字市場	中私都村

#### 郡家警察署

九	上私都村	上私都村大字麻生	上私都村
一〇	八頭村安井	八頭村大字安井宿	八頭村のうち大字下部、安井宿、新興寺、小別府
一一	才代	大字才代	大字横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、銀治屋、三山口、清徳、柿原、佐崎、奥野、茂谷、三浦

#### 鳥取県 吉警察署

二二	国府	国府	国府、国分寺、福光、横田、黒見、大谷、秋寺、和田、寺谷、上神、不入岡
二三	尾原	尾原	北面、穴沢、尾原、別所、鋤、谷、津原

#### 鳥取県 吉警察署

二二	国府	国府	国府、国分寺、福光、横田、黒見、大谷、秋寺、和田、不入岡
二三	尾原	尾原	別所、尾原、津原、穴沢、鋤、北面、谷、寺谷、上神

#### 鳥取県 子警察署

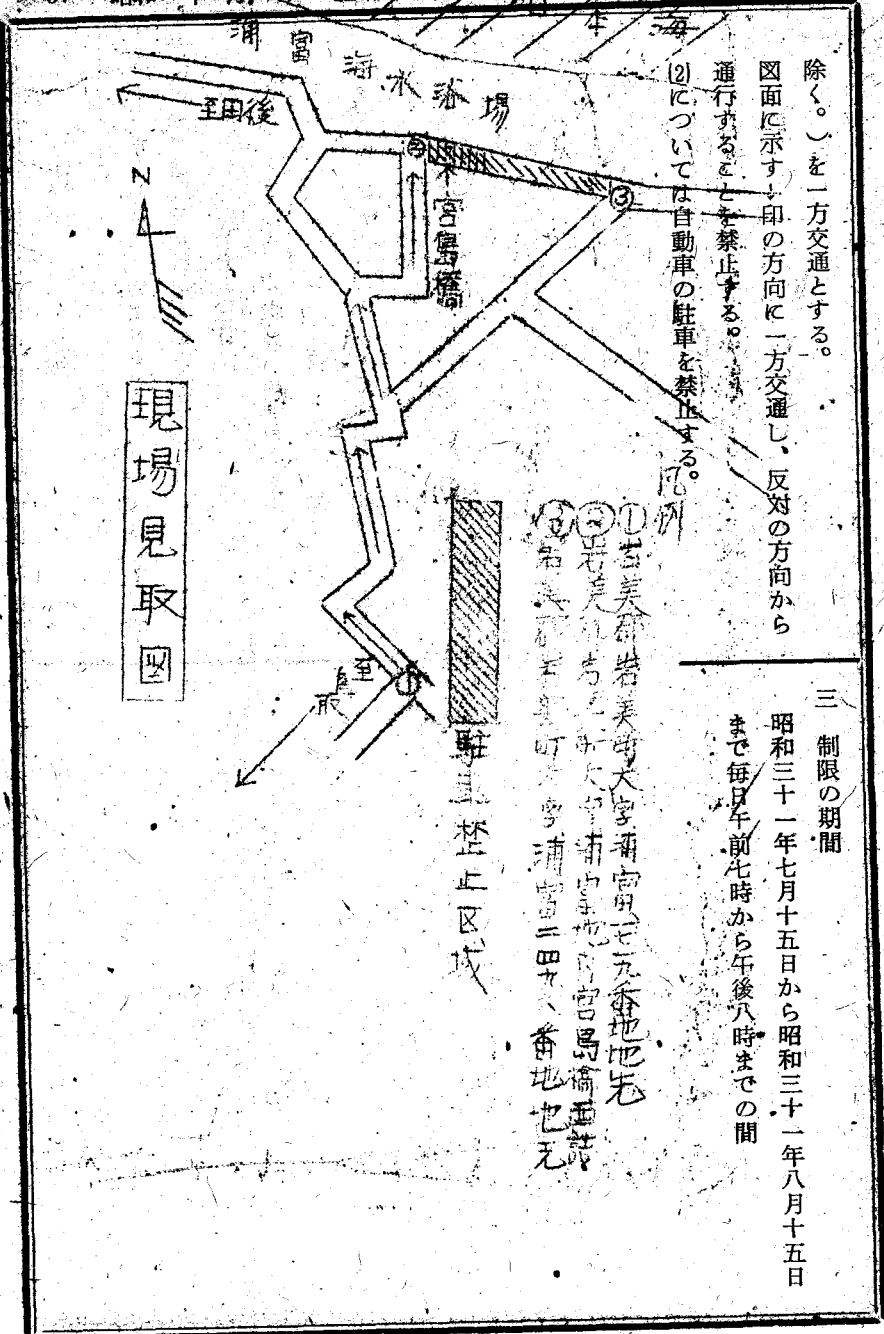
五六	国信	太山町大字国信	大山町のうち大字所子、末長、末吉、国信、福尾、上野、唐玉、平木、神原、中高、野田、清原
五七	大山村	大山村大字坊領	大山村

#### 鳥取県 子警察署

五六	末長	大山町大字末長	大山町のうち大字所子、末長、末吉、国信、福尾、上野、唐玉、平木、神原、中高、野田、清原
五七	坊領	大字坊領	大山、宮内、平、赤松、大字坊領、佐摩、今在家、前、豊房、飯戸

#### 鳥取県 境

一	境巡査派出所	境港町大正町	境港町のうち花町、岬町、入船町
八	竹内町巡査駐在所	竹内町	中野町、福定町、竹内町、高松町



除く。)を一方交通とする。

図面に示す印の方向に一方交通し、反対の方向から通行することを禁止する。

(2)については自動車の駐車禁止する。

三 制限の期間

昭和三十一年七月十五日から昭和三十一年八月十五日まで毎日午前七時から午後八時までの間

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第六条の規定により次のとおり交通制限をする。

昭和三十一年七月十三日

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

署察警港境県取鳥		署察警港	
一	境 巡査派出所	一	小篠津町 巡査部長派出所詰
八	境港市 竹内町 巡査駐在所	九	境港市 渡町 巡査駐在所
九	小篠津町 巡査部長派出所詰	〇	境港市 渡町 巡査駐在所
〇	境港市 渡町 巡査駐在所	〇	境港市 渡町 巡査駐在所
	境港市 大正町		境港市 森岡町
	境港市 竹内町		境港市 新屋町、小篠津町、佐斐神町
	小篠津町		境港市のうち花町、岬町、入船町
	渡町		中野町、福定町、竹内町、高松町
			新屋町、小篠津町、佐斐神町
			渡町、森岡町

一 制限の場所

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

(1) 県道田後岩美停車場線岩美郡岩美町大字浦富一、七一九番地地先から同地内宮島橋西詰まで一、二〇〇メートルの間

(2) 町道浦富海岸線岩美郡岩美町大字浦富地内宮島橋西詰から同地内二、四九六番地まで二〇〇メートルの間

二 制限の種類

(1)については車馬(原動機付自転車、自転車、大車を

